

12-1 地理的表示（GI）

地理的表示は「地理的表示法」によって保護されます。正式には「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」といいます。

1. 地理的表示とは？

重要度 ★★

地理的表示とは、農林水産物・食品等の製品の名称で、下記2つを特定できる名称の表示をいいます。**GI**とも表現されます。

- ① 産地
- ② 産地と特性（品質や社会的評価）との結び付き

産地は、特定の場所に限らず、一定の広がりをもった地域や国も該当します。また、産地が特定できれば、具体的な地名を含まなくとも構いません。

具体例としては、「夕張メロン」「但馬牛」「八丁味噌」「琉球もろみ酢」「プロシュット ディ パルマ」などが実際に地理的表示として登録されています。このように、国内に限らず外国の産地も対象となります。

「**産地と特性との結び付き**」とは、たとえば、その産地特有の気象条件が糖度向上の原因になっているといった関係を意味します。

2. 地理的表示の登録手続

重要度 ★

地理的表示の登録を受けることができるのは、生産・加工業者の団体に限られます。また、その団体に加入できる基準を明確にし、加入の自由を確保しておく必要があります。

登録申請は、品質基準を明確にした「明細書」を添えて、農林水産大臣に対して行います。

審査を通過した場合、その地理的表示と団体が登録され、基準を満たす製品には **GI マーク** の使用が認められます。



3. 不正使用に対する救済

重要度 ★★

登録された地理的表示が不正に使用された場合は、その旨を農林通産大臣に通報することができます。通報を受けた農林水産大臣は、不正使用者の取り締まり（表示の除去等の命令）を行います。命令に従わない場合は罰則が適用される場合もあります。

裁判に頼ることなく、行政による取り締まりが実行される点が地理的表示法の一つの特徴的な部分です。

4. 地域団体商標との関係

重要度 ★

似た制度として、商標法における「地域団体商標」があります。それぞれ登録要件は異なり、両方登録することも可能です。

練習問題（○×問題）

- ① 地理的表示を不正に使用する者を発見したときは、裁判所に対して差止請求、損害賠償請求等を訴えることができる。
- ② 不正な地理的表示を行っても、罰則が適用されることはない。
- ③ 地理的表示として保護される産地は国内の産地に限らず、外国の産地も保護される。

解答

- ① × 農林水産大臣に通報し、農林水産大臣が取り締まり（表示の除去や末梢命令）を行います。
- ② × 行政指導に従わない場合には罰則（例：5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金等）が適用されます（地39条～43条）。
- ③ ○ その通りです。

■ ポイント

- ・ 商標法における地域団体商標と似た制度